

流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針の一部改正について

令和 2 年 1 0 月
総合政策局物流政策課

I. 背景

第201回国会において、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号。以下「物流総合効率化法」という。）の改正を含んだ、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号。以下「改正法」という。）が、令和2年5月27日に成立、6月3日に公布されたところ。

今般、法の施行にあわせて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）による資金貸付けに関する事項を定める必要があること等から、「流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針」（平成17年農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第2号。）の一部改正を行う。

II. 改正の概要

（1）流通業務総合効率化事業における輸送の合理化の取組内容について

物流総合効率化法において幅広い取組が総合効率化計画の認定対象となることを明確化するため、流通業務の効率化を図るための輸送の合理化の取組内容の例として、輸送網の集約、モーダルシフト、輸配送の共同化に加え、以下の事項を追加する改正を行う。

- ・着荷主も含めた連携による効率化
 - ①物量の平準化
 - ②納品までのリードタイムの延長
 - ③納品時の作業の合理化
 - ④パレット等の活用による荷役効率化
- ・輸送リソースの共同利用
 - ①幹線輸送の帰り荷の確保
 - ②中継輸送
- ・庫内作業の効率化
- ・バス等による貨客混載

（2）機構による資金貸付けについて

物流総合効率化法第20条の2第1項第1号に規定する認定総合効率化事業の実施に必要な資金の貸付けに関し、国は機構及び貸付けを活用する事業者の連携の強化に努めることとすること並びに機構は国及び事業者と連携しつつ十分な体制を構築して貸付けを実施することを追記する。

（3）地域公共交通と連携した貨客混載の実施について

流通業務総合効率化事業として地域公共交通と連携した貨客混載を実施する場合は、当該事業の実施主体は当該事業が実施される地域の地域公共交通に関する施策との調和に配慮する必要があること等を追記する。

（4）その他所要の変更を行う。

III. 今後のスケジュール（予定）

パブリックコメント 令和2年10月上旬より1ヶ月
公表（告示） 令和2年11月27日（予定）